

平成23年度第1回宮城県建築審査会議議事録

開催日時：平成23年6月21日（火） 午後4時30分

開催場所：宮城県自治会館2階 209会議室

出席者等

宮城県建築審査会委員

会長 石坂 公一

委員 高澤 雅之

委員 伊藤 恒幸 （議事録署名委員）

委員 佐藤 盛雄 （欠席）

委員 柳澤 陽子

委員 山本 蒔子 （議事録署名委員）

委員 高橋 直子 （欠席）

事務局

建築宅地課長 千葉 琢夫

技術補佐（総括） 山家 義孝

技術補佐（班長） 千葉 博之

主任主査 玉川 誠

技 師 坂本 絢

傍聴人

0名

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 3 議 事

第1号議案 宮城県建築行政マネジメント計画について

報告事項 審査会事前同意基準に基づく  
建築基準法第43条第1項ただし書許可について  
審査会事前同意基準に基づく  
建築基準法第44条第1項ただし書許可について

### 4 そ の 他

- (1) 「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場」についての建築基準法用途規制違反に係る対応状況について
- (2) 東日本大震災による建築制限の実施状況について
- (3) 次回の建築審査会の開催予定について

### 5 閉 会

## 会 議 の 概 要

事務局 (玉川)	それでは、定刻となりましたので会議を始めさせていただきます。 なお、本日は佐藤委員と高橋委員が欠席との連絡を頂いておりますが、出席の委員5名で、宮城県建築審査会条例第四条による会議開催に係る定足数に達しております。 それでは議長、開会をお願いいたします。
議長	< 開 会 > ただいまから平成23年度第1回宮城県建築審査会を開催いたします。
議長	< 議事録署名委員の氏名 > 議事に入る前に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。 本日の議事録の署名を、伊藤委員と山本委員にお願いします。
議長	< 審 議 > それでは、宮城県知事から提出されております案件について審議を行います。 はじめに、本日の案件の概要について、事務局から説明願います。
事務局 (課長)	本日の案件は、議案1件と報告事項2件でございます。 第1号議案は、宮城県建築行政マネジメント計画についてでございます。 また、報告事項といたしまして、事前同意基準に基づく許可状況についての報告でございます。 御審議のほど、よろしく申し上げます。
議長	< 第1号議案の審議 > まず、個別の案件について審議いたします。 第1号議案について、事務局から説明願います。
事務局 (課長)	第1号議案提出の主旨及び概要について説明
事務局 (班長)	第1号議案について説明
議長	ただ今の説明について、委員の先生方、御質問、御意見等ございませんか。
山本委員	アスベストについては、何かありますか。
事務局 (班長)	アスベストについては、資料5ページの「2) 建築物に係るアスベスト対策の推進」ということで、「アスベストの早期是正の必要性を受け、アスベストを有する建築物に係るデータベースの整備を早期に行い、アスベスト改修を促進する。」としており、対象戸数が多く、国の方針としては、台帳の整備から始めることとされております。昭和25年から確認台帳があり、そういったものの整備をしながら、アスベストが含まれている建材を使用しているであろう建築物のデータベースを今年度中に整備します。それから、大規模建築物(延べ面積1,000㎡超)については、3、4年くらい前から所有者に対する個別の指導、該当するか否かの検査、該当する場合は除去・封じ込めの対策を取るよう指導しております。検査機関に実際に持ち込み検査しないと分からないところが大変なところでは。
柳澤委員	昔の商品名だけでの確認はできないのですか。
事務局 (班長)	設計図と実際に使われているものが違うなど、いろいろあり難しいところです。

山本委員 一時期、そのことに関心があつて、だいぶ撤去された時期がありました。何年前くらいでしたか。

高澤委員 十数年前くらいです。

柳澤委員 今回の震災で、相当ばらまかれた感じですね。

事務局(班長) がれき状になってしまうと、建築物ではないので、廃棄物の担当課にてアスベストの対応をとっております。建物の形をなしていると我々が対応するのですが、がれきになると担当が別になってしまいます。

柳澤委員 空気中のアスベストを計測することができるのですか。

事務局(課長) 吸引して、フィルターについたものを顕微鏡で調べることとなります。

山本委員 普通の環境測定も同じです。

伊藤委員 「1 建築物の安全性の確保」の「(1) 建築物における地震防災対策の推進」の「3) 迅速な災害対応のための法整備」の被災建築物応急危険度判定資格者の人数について、平成21年に2,122名だったのが、平成22年では40名ほど減っているのはどういうことですか。

事務局(班長) この資格は5年ごとの更新制を取っており、歴史が10年以上ある資格なのですが、最初に資格を取った方が更新されない場合があつて、人数が下がることがあります。地震が少なくなると関心が薄れてしまい、更新を忘れてしまうことがあるかもしれませんが、今回の震災で、関心がわいて人数が増えていくのではないかと思います。

柳澤委員 実は、私も更新をしそびれてしまったのですが、今回、特にこういう状況になると、登録者数が何人いても足りない状態で、私も含め、資格者ではない人が対応している状況です。

事務局(班長) 二人でチームを組んで行うので、どちらかが資格を持っていれば、問題はないです。

事務局(総括) 更新が2回目というベテランの方には、いまさら更新講習ではなく更新の意志を確認し、講習なしでできないかを検討しております。

議長 全体の構成が分からないのですが、計画期間が平成22年から平成26年までとなつており、この案が平成23年2月21日版とあるので、平成22年度中となると思いますが、今度この計画を策定して、公表するときの日付は何年度になるのですか。

事務局(班長) 平成23年度となります。

議長 平成23年度中に策定した計画で、平成22年度から実施するとういことなのでしょう。平成22年度には計画があつたものと仮定して、22年度の事業を評価するときは、この計画を準用して評価するという、そういう位置づけになるのですか。

事務局(課長) 本来は、平成22年3月中に策定するはずでした。平成23年度策定はやむを得ないと思います。

議長 そうすると、中身について、「宮城県沖地震は、近い将来90%以上の確率で発生が予想されている。・・・」という文章は、平成23年度策定した計画としてはなじまないと思いますが、これはどういう扱いになるのですか。これは、そのまま残して、本来であれば、平成22年度中の地震の前に策定すべき計画だったので、このような文章にしておいて、日付だけ平成23年度になつ

ているけれども、地震前の計画と見なすことにしたいという説明はどうか。

事務局(課長) 今、会長が言われた部分を、この計画を見る方が経緯がわかるようにしたいと思います。

議長 計画の修正を今年度行うのですか。

事務局(課長) 今年度中に、東日本大震災を受けて見直し、その時点での施策などを新たに盛り込んで、計画を修正したいと考えております。

議長 そうすると、この審議している案が23年の7月に出て、今年度中にもう一度見直しの計画が出ると、そこには地震後ということで、文章を考えるということですか。

事務局(班長) そうです。

議長 そうすると、この7月に出る計画が、本来は22年度中に出すべき計画だったことを分かるように書かないと混乱すると思います。

事務局(班長) 分かりました。

議長 ちなみに、先ほどの応急危険度判定資格は、行政庁の方は、みなさん持っているのですか。

事務局(班長) 宮城県の建築職員は全員もっています。

議長 市町村の建築職員は全員受けるようにしてはどうか。

事務局(班長) まさに、そういうことはやっております。

柳澤委員 民間確認検査機関制度は迅速に検査を行うために創設されたはずですが、耐震偽装事件以来、時間が掛かっていましたが、今の段階では戻りつつありますか。

事務局(班長) 複雑な構造の建築物の審査期間は70日間と、時間が掛かりすぎなので、国も法改正等に対応し、それを受けて県でも工夫しながら対応し、平成22年度の実績では24日間となりました。

柳澤委員 あのとときは、資料もたくさん出す必要があり、業界内では改悪と言われていました。そういうことの見直しも行われて、こういう方向が出されてきたと考えてよろしいですか。

事務局(班長) はい。

柳澤委員 今後、財産等無くした方が、家を求めるときに、身内の家を増築して一緒に住むことが増える可能性があることを想定した場合に、増築しにくいような規制がありますが、今後、そういったことの見直しをすることはありますか。

事務局(班長) 運用改善については、第一弾、第二弾と進めていて、今年の3月に第二弾が施行されております。第一弾の時に木造住宅の既存に対する増築がしにくい状況があったので、それに対する改善が示されてきております。国交省作成のマニュアルを配り、講習会などを開催することにより広まっていると認識しており、さらに努力したいと思っております。

柳澤委員 未だ、厳しい状況であり、増築に該当しないのであれば、解体するしかない場合もあったので、さらに検討をお願いします。

議 長 それでは、この件につきましてはただ今（各）委員から述べられた意見を踏まえ、県として計画を取りまとめ頂くことで御異議ありませんか。

委員一同 異議ありません。

議 長 御異議がないようですので、この件に関しては、そのようにしてください。

議 長 < 報告事項 >  
次に、事前同意基準に基づく許可状況について、事務局から報告願います。

事務局（玉川） 事前同意基準に基づく許可状況について報告

議 長 ただ今の報告の説明について、委員の先生方、御質問等はありませんか。

議 長 御質問がなければ、以上で本日の議事は終了といたします。

議 長 続いて、その他に移ります。

議 長 < 「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場」についての建築基準法用途規制違反に係る対応状況について >  
(1)の「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場」についての建築基準法用途規制違反に係る対応状況について、事務局からお願いします。

事務局（班長） 「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場」についての建築基準法用途規制違反に係る対応状況について説明

柳澤委員 被災した地域では、対応は無理とおもいますが、それ以外の地域では、危険の問題も含めてであれば、進めた方が良くと思いますが。そこはどのような扱いになるのですか。

事務局（課長） 沿岸部は現状では難しいので、内陸部において、事業者の方の協力が不可欠であるので、県の団体と協議して、モデルケースを作り、進められるところは進めたいと思います。

柳澤委員 宮城県内の建築の業者さんたちは、みな手一杯で、その影響で、県内全般的には難しいのかと思い、伺いました。

議 長 < 東日本大震災による建築制限の実施状況について >  
次に、(2)の東日本大震災による建築制限の実施状況についてについて、事務局からお願いします。

事務局（班長） 東日本大震災による建築制限の実施状況について説明

柳澤委員 最長で11月ですか。

事務局（班長） はい、9月11日で一旦切れまして、その時に必要性があれば、さらに2ヶ月伸ばすことができることになっているので、結果的に最長11月11日まで、この建築制限を伸ばすことができます。

柳澤委員 それ以上は、法律的にはできないということですか。

事務局 (班長) はい、今のレベルでの建築制限はできません。

事務局 (課長) 制度的には、都市計画を定める間の建築制限という趣旨で11月11日までとなります。その後、通常、市街地復興都市計画推進地域を都市計画法に基づき区域決定をすることになります。それが決定しますと最長2年間の建築制限がかけられます。その後、区画整理の区域であれば、区画整理の都市計画を決定し、事業に移っていくという流れになります。

柳澤委員 11月くらいまでに、復興計画の策定は難しいと思います。

事務局 (課長) 建築基準法では11月までで、その後は、都市計画法で規制をしながらまちづくりを行ってもらうという形になります。

議長 資料ですと、仙台市分が入っていないのですが、仙台市は指定していないのですか。

事務局 (班長) はい、仙台市は建築制限をかけておりません。

山本委員 亘理町や、山元町もかけていないのですか。

事務局 (班長) はい、かけてなくて、現在かけることについて、検討しております。

柳澤委員 区域的には、建築して良いということになるのですか。

事務局 (班長) はい。

事務局 (班長) 山元町の場合は、別の法律で立入制限区域の指定をしております。建築制限の前に、人が立ち入ることが禁止されている区域を設定しているので、結果的には建築行為が抑えられております。

議長 それは、どんな法律ですか。

事務局 (課長) 災害救助等で、避難勧告区域などを出しています。山元・亘理は高潮のおそれがあるので、常磐線の海側は避難勧告区域を指定しております。

議長 それは、時間的な制限はあるのですか。

事務局 (課長) それは、聞いてはおりませんが、今月中くらいに、応急的に防潮堤が復旧するので、そうなると解除する動きになるので、それと調整しながら、建築制限をかけたいと両町では考えているようです。

山本委員 気仙沼は1回建築制限をかけたけれども、解除したというのは、どういうことですか。

事務局 (課長) そうではなくて、最初2ヶ月間制限をしておりましたが、最初かけたときには、少し農地などが含まれており、4ページに最知駅の西側に線が残っているところがありますが、当初はこの線まで指定しておりました。ここは、農地を多く含んでおり、そこに住宅を新たに整備することは考えにくいので、制限の区域を絞り込んだということでもあります。

議長 < 建築審査会開催日程の確認 >  
次に、(3)の次回の建築審査会の日程についてお願いします。

事務局  
(玉川)

次回の審査会の日程についてですが、原則として奇数月の第3火曜日に開催となっておりますので、次回は平成23年7月19日(火)午後4時30分からの開催ということでしょうか。

なお、平成23年度の開催につきましては、第1回が本日平成23年6月21日、第2回が7月19日、第3回が9月20日、第4回が11月15日、第5回が平成24年1月17日、第6回が3月21日の予定となっております。日程の変更が必要になった場合は、事務局が連絡調整を行いますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、本日の審査会はこれで終了いたします。  
御苦勞様でした。

以上  
<終了時刻 午後5時30分>